

総合区素案に関する住民説明会

《城東区》

■日 時：平成29年12月13日(水) 19:00～21:00

■場 所：城東区民センター

(司会)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

城東区長の松本でございます。

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の井上でございます。

(井上副首都推進局理事)

よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度調整担当部長の天下でございます。

(天下副首都推進局制度調整担当部長)

皆さん、こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして松本区長よりご挨拶申し上げます。

(松本城東区長)

皆様、こんばんは。城東区長、松本でございます。

皆様方におかれましては、平素より城東区政の推進に格段のご協力、ご理解を賜っておりますことを心より厚くお礼を申し上げます。

また、本日は、平日の夜、また大変お寒い中にもかかわりませず、総合区素案に関する住民説明会においでいただきまして、まことにありがとうございます。この総合区素案でございますけども、今後の区のあり方に関します重要な内容が含まれております。区民の皆様方への行政サービスに直結する大切な事柄でもございます。

そこで本日は、総合区素案を取りまとめいたしました副首都推進局より皆様への丁寧な説明を行うべく説明会を開催したところでございます。説明の中には、いわゆる行政用語などを用いました分かりにくい箇所、そういったところもあるかと存じますけれども、そういったところにつきましてはご遠慮なくご質問をいただきましてご理解を深めていただき

ますようお願いを申し上げます。

本日の説明会が実りあるものとなりますようご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、副首都推進局理事の井上より、説明会の開催趣旨を申し上げます。

(井上副首都推進局理事)

皆様、こんばんは。

本日は、大変お忙しい中、また大変寒い中、総合区素案に関する説明会にお越しをいただきましてありがとうございます。

私からは、本日の説明会の開催趣旨を簡単にご説明させていただきます。

まず、今日の大阪が抱える課題についてでございますが、大阪は、東京一極集中のもと、長期にわたって経済の低迷が続いておりまして、3大都市圏の中で、人口減少、超高齢社会がいち早く到来するといった課題を抱えております。このため、大阪府、大阪市は、東西二極の一極を担う副首都・大阪の実現をめざしまして、二重行政の解消や大阪の都市機能の強化を図りますとともに、限られた財源で最適なサービスを実施する住民自治の拡充といった取り組みを進めております。

こうした取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度として、現行の法制度で実現可能な二つの大都市制度について検討を進めております。一つは、大阪市の残しながら、今の区をより権限を持った総合区に変えていく改革、もう一つは、大阪市の廃止して、新たな自治体としての特別区を設ける改革でございます。このうち総合区の素案をこのたび取りまとめましたので、住民の皆様に分かりやすくご説明をし、ご理解を深めていただきたく、この説明会を開催するものでございます。

なお、ご説明いたします総合区素案は、今後、議会などのご議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正されるもので、案として確定したものではございません。

また、もう一つの特別区につきましては、現在、知事、市長、府・市の議員で構成されます大都市制度（特別区設置）協議会におきまして議論が進められているところでございます。

最終的には、総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆様にご判断いただけるよう、議会などでのご議論をいただきましてそれぞれの制度案を取りまとめていくこととしております。

本日は総合区素案の説明会として開催をいたしますので、総合区・特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選択するといった場ではございません。総合区素案と関係のない意見や政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言は、ご遠慮を願いますようお願いを申し上げます。

それでは、できる限り分かりやすくご説明に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、受付でお配りいたしましたお手元の「総合区素案に関する住民説明会資料」、こちらの資料に沿いまして事務局よりご説明をいたします。

その後、皆様より説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元にアンケート用紙を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

副首都推進局制度調整担当部長の大下より説明申し上げます。

（大下副首都推進局制度調整担当部長）

本日、総合区素案の説明を担当いたします制度調整担当部長の大下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

説明の方なんですけども、この資料に沿ってさせていただきます。

恐れ入りますけども、着席して説明をさせていただきます。

まず、この資料の位置づけなどについて説明いたします。表紙のところに、下のところに四角囲みがありますけども、そのところをごらんください。先程、井上理事からの説明とも重複いたしますけども、本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、この説明会用の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえまして必要に応じて追加・修正がされることになります。

また、総合区とは別に特別区についても、現在、制度設計についての議論や検討が進められております。最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断していただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしています。

それでは、資料の方めくっていただきまして、1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」と書いておりますけども、こちらの方をごらんください。

見開きの左側ですが、現在の大阪市のイメージを、右側のページには総合区設置後の大阪市のイメージを示しております。

左側、現在の大阪市は市長の下に局と24の区役所があることをあらわしております。局は、保健医療、福祉、教育など大阪市全体を見通した政策を部門ごとに担う組織であり、保健医療施策であれば健康局、社会福祉の関係であれば福祉局といったように、現在、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対しまして区役所は、地域ごとの仕事を担う組織として、現在、24の行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働や窓口サービスなどの業務を担っています。見開きの左側のページでは、総合区が設置されることでそれがどう変わるのかをお示ししています。左側のページで24区役所となっていたところが、右側のページ中程では八つの総合区役所と24の地域自治区事務所が変わっています。

今回の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区にかえて八つの総合区を設置します。さらに、これは区によって異なりますけども、一つの総合区ごとに2カ所から4カ所の地域自治区事務所を設置

します。

総合区設置後によって主に何が変わるかについては、左側のページの上、局のところから右側の中程の方へ向けた矢印のところをごらんください。「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しておりますけども、右側の8総合区役所の下に記載している保育所の運営・設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらの仕事は現在は大阪市全体の施策を担う局の方で行っておりますけども、総合区設置後はより身近な総合区役所において総合区長の判断により行えることになります。

一方で、左側のページの24区役所が担っている仕事はもともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま、右横への矢印で、「住民への皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施します」とありますように、右側の24の地域自治区事務所の下に丸印で記載しておりますけども、住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどの仕事は現在の24区単位でそのまま行うことになります。

また、右横の「地域の実情に応じた施策の実現」と記載した枠囲みのところには、「住民の多様なニーズを把握」、「住民ニーズを施策に反映されるための組織体制の整備」、「住民の意見をくみ取った施策を実行するため市長へ意見を具申」と記載しておりますけども、これらのことは、総合区を設置することによって、住民の皆様の身近なサービスについては今よりも身近な地域において判断できるようにしていく、そして、それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して総合区において施策を決定できるよう必要な組織や予算の仕組みなどを整備していくことをあらわしております。

それから、このページの上の方にあります、総合区設置後の市長と書いたところの横の括弧の中をごらんいただきたいのですが、住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管しますが、予算編成や条例提案などの仕事は今までもおり市長が市全体の視点から行います。

総合区設置によって何が変わるかといったことについて大まかなイメージを申し上げましたが、詳しくは、この後それぞれの項目のところで説明いたします。

3ページをお開きください。

目次でございますけども、本日は、総合区素案の内容といたしまして、ここに記載しております1から12の項目、それと各総合区の概要について説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載してありますように、この資料で示しておりますコスト、組織、予算などの数字は今後の精査により変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置、名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえて取りまとめていく予定となっております。

それでは、4ページ、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて考え方を示したものがこのページと次の5ページになります。

一番上の「大都市・大阪が抱える課題」からご説明いたします。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、人口減少、超高齢化もいち早く到来する見込みであること、大阪府と大阪市において一本化した成長戦略、この成長戦略と申しますのは産業振

興や人材育成などにより経済成長などをめざす府・市共通の長期的な方針のことでございますが、これにより経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、また、中央集権型システムから分権型の仕組みへ転換する必要がありますが、地方分権改革は道半ばであることなどを示しています。

こうした課題の克服に向け、中程の記載のところですが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。また、世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざしていること、そして、このことにより、矢印の下のところですが、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、また東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たしていくということで、一番下のところになりますけれども、これらの実現に向けては都市機能の充実とそれを支える制度が必要であることを示しています。

次に、5 ページ、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」のところをごらんください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要であると考えており、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれの制度案を作成することとしています。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明します。一般的な都道府県と市町村の関係で申しますと、広域機能は、成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供するなど市町村としての役割を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら広域機能の一部も担っているというのが現状です。よって、その下の表、「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、広域に関することは副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っています。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するものとして、一番下の表のところに示すように、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の二つの制度の検討を進めています。

この表のうち基礎自治機能については、表の左側、指定都市制度における総合区制度では、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントしていきます。

一方、表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止して新たな基礎自治体として特別区が設置されます。また、それぞれの区において選挙により選ばれた区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

また、その下の広域機能については、総合区制度では、先程説明した現在の制度と同様

ですけれども、知事と市長が指定都市都道府県調整会議において協議・調整をして方針を決定することを、一方の特別区制度では、大阪府に一元化し、大阪府知事が方針決定することを示しています。

以上、ここまでが、大阪における大都市制度改革や総合区・特別区両制度の違いについての説明となります。

次に、6 ページの方をごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」についての説明となります。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。

その下の左側の「住民自治の拡充」の欄ですけれども、住民に身近なサービスを区役所で提供し、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管し、総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が市長に直接意見を言える予算意見具申権といった権限を最大限発揮できる仕組みですとか、総合区政会議や地域協議会の設置など、住民の方の意見を反映するための仕組みを構築していくこととしております。

右側の「二重行政の解消」のところですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてですけれども、中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しています。

なぜバランスを考慮するのかということですが、右下の枠の「総合区の区数」のところをごらんください。行政サービスを効果的・効率的に提供するには一定のまとまった規模の人口が必要となります。その下には「体制整備に必要なコストを抑制します」と記載しています。これはどういうことかと申しますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要があります。その際、現在本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の区数に応じて分散して行うとなりますと、仮に24区で分散する場合には今1カ所でやっている仕事を24カ所で行うこととなりますので、単純に24倍にはなりませんけれども、相当な数の職員を増やす必要があります。このため、総合区に仕事を移すことを考えると同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区数を考える必要があるということをお示ししております。

なお、左側の総合区の仕事の欄のところ一般市が行う仕事をベースにしながらとありますけれども、ここでいう一般市が行う仕事と申しますのは、例えば近隣の松原市や門真市といった自治体が行う事務に近いものを総合区が担うということを意味しております。

こういった考え方により、下段のところに記載のように、住民に身近な行政サービスと、それに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて大阪市トータルの職員数を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、24区から8区へ合区するというところをお示ししております。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置する

こととしております。

以上、ここまでが、総合区の設置によりめざすもの、それと総合区の仕事と区数についての説明となります。

7 ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」について説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の具体的な視点に基づき策定いたしました。まず、①として、各総合区における将来人口につきまして、平成47年でございますが、これを約30万人程度とし、各総合区間の人口格差は最大2倍以内とすると、次に、②として、地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮すること、以上五つの視点に基づいて策定したものでございます。

その下の地図では区割りと総合区役所の位置を示しています。

なお、この資料でお示ししております第一区から第八区の区名は仮称でございます。北に位置する区から順番に番号をつけたものとしております。

本日伺っております城東区につきましては、鶴見区と東成区とこの城東区を含めた3区を合区する区割りとなっており、仮の名称でございますけれども、第四区というふうにしております。

8 ページの方をごらんください。

総合区役所の位置につきましては現在の区役所庁舎から選ぶこととしています。具体的には、その選定に際しまして考慮すべき条件として次の3点を挙げております。1点目は住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離でございます。次に交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それから地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ています。これらの条件に照らしまして現在の区役所庁舎をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎の面積が新体制で必要となる面積を満たすのかどうか、そういった状況や、あるいは近隣の市有施設の状況なども勘案し、総合区役所となる庁舎を選定しています。

その結果として、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区は淀川区役所、第二区は北区役所、第三区は福島区役所、第四区はこの城東区役所、第五区は西区役所、第六区は天王寺区役所、第七区は住吉区役所、第八区は平野区役所としております。

なお、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定などに伴い、総合区役所の位置は変更する可能性があります。

また、その下の枠囲みのところには、繰り返しの説明になりますけれども、現在各区役所で行っている窓口サービスなどの業務については、現在の24区単位に設置する地域自治区事務所において継続して行ってまいりますので、住民の皆様の利便性はこれまでどおり維持される旨を記載しております。

次に、その下のところの区の名称について説明いたします。区の名称でございますけれども、方位・地勢などを考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとし、総合区設置決定後、設置するまでの間に、住民の皆さんの意見等を踏まえて条例で定めることとしております。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わるといった区も出てくるかと思いますが、このように、こういったことで住居表示が変更される可能性もございますが、その際には住民の皆さんへの影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上でございます。

次に、9ページと10ページ、「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」について説明いたします。

9ページの上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容について示しています。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加えまして、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うことになります。なお、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が市全体の視点から行います。

これらの内容について示したものが下の図になります。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示すように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対しまして、図の右側には、白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししています。さらに、総合区の仕事については、8総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しています。

もう一度、図の左側をごらんください。局が実施する仕事について、二つの枠囲みの上段の方でございますけれども、市全体の視点で実施する主な仕事として条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しています。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。

また、左側の二つ目の枠囲みには、現在局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示していますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側になりますけれども、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中に示しています。

恐れ入ります、再び図の左側をごらんください。下半分のところの、現在、24行政区で実施している主な仕事としては、一番下の枠囲み、住民の皆さんへの直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整・支援や地域防犯対策、地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口業務である住民の皆さんへの直接サービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24の地域自治区事務所におきましてこれまでどおり実施することとしています。また、児童手当の現況届の送付・受理といったいわゆる役所の内部で行う事務処理関係の仕事につきましては、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせまして、八つの総合区に集約して実施することとしています。

10ページの方をごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果について説明いたします。

このページでは、こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめています。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や職員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供していけるものと考えております。

その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しています。

こども・子育て支援では、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可など、こういった仕事を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に記載の通り、待機児童の解消に向けて、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しています。

なお、表の中の総合区の仕事の欄のところで、白抜きの点線囲みで記載しております保育所の入所決定や保育料の徴収などについては、現在既に区役所で実施している仕事であり、これらは総合区になっても引き続き実施することを示しています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営であれば、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になるのではないかと示しています。

次に、一番下の住民生活のところでは、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しています。

総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上です。

11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、先程の説明と多少重なるところもありますけども、イメージ図を用いてさらに具体的にお示ししております。ページの上段のイラストは現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージを示しています。

イメージの①では保育所の設置・認可について示しています。上の図をごらんください。現在、保育所の設置・認可の大まかな事務の流れを申し上げますと、保育所の数など①で整備計画を策定し、次に保育所の開設場所の地域を決定するため②の地域調整を行い、そして③で事業者の決定を行った後、開園というふうになります。

こうした事務の手順の中で、現在、区役所では②の地域調整を担っていますけども、下の図のところをごらんください、総合区設置後には、点線の枠囲みに記載の通り、市役所で実施している①の整備計画の策定や③の事業者の募集・決定も含めまして、一貫して総合区役所で実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと示しています。

なお、真ん中の太い矢印の右下のところで括弧書きで記載しておりますけども、予算の編成や条例提案などの市全体の観点で実施する仕事については市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージの②では道路・公園の維持管理についてお示ししております。上の図をごらんください。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所なのですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所に対して相談や要望をいただいた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、現在局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながらきめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかと示しています。

13ページをお開きください。

イメージ③では放置自転車対策について示しています。上の図をごらんください。現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいといったような住民の皆さんからの要望に対して実際に対応するのは、これも先程の道路の維持管理と同じく工営所となりますが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断して、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかと示しています。

次の14ページのところをごらんください。イメージ④ではスポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営について示しております。上の図のところですけども、現在、住民の皆さんから、例えば体育館の利用時間を長くしてほしいとか、トイレを新しくしてほしいといった要望に対しましては、担当局におきまして24区にある体育館などの施設を一まとめにした上で、大阪市全体の観点でその対応方針や方法についての優先順位を決定の上、対応しております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設などに関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしております。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししております。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実、これについて説明いたします。上の図のところですが、現在、例えば老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、こういった住民の皆さんに身近なサービスの充実についての要望などを区役所でお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、関係局へ要望や調整を行い、その事業を担当する局の方で事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、皆さんのご要望に十分対応できない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ必要なサービスを総合区で調整・検討し、総合区長が判断できるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分するなど、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししています。

以上、この15ページまでが、総合区設置に伴い主な分野ごとで期待される具体的な効果についての説明となります。

16ページをごらんください。

総合区政会議、地域自治区・地域協議会について説明いたします。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区するとしていますが、一方で、住民の皆さんにはこれまで育んできた今の地域のコミュニティが壊れるのではなどの合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しています。

具体的には、総合区域内の施策などにご意見をいただき、区政運営に反映させていくため、総合区政会議を設置します。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、地域自治区・地域協議会を設置します。

中段の枠囲みには総合区政会議の内容を示しています。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民の方が意見を述べ、総合区長が区政に反映する仕組みとして、現在の区政会議の総合区版として条例により設置をします。その下の地域自治区・地域協議会は、現在の24区単位、城東区であればこの城東区という今の区域の単位で設置されます。また、地域自治区の事務所が行う事務としては、現在、城東区役所で提供している窓口サービスを、今のこの区役所の場所でそのまま継続して実施していきます。さらに、地域協議会は、地域自治区、すなわち現在の城東区域内で実施する市の事務などに関しまして市長や総合区長から諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、地域協議会から出された意見に対しては市長や総合区長は必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージを図にしております。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上です。

17ページをお開きください。

「8 総合区の職員体制」について説明いたします。

ページの上段に記載してます通り、総合区の組織体制については、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービス、これを総合区で提供していけるようにしていくための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化、これらを実現するために主に三つの体制整備を行うこととしております。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため局長級の副区長を設置します。これは、総合区長はこれまでの区長と違いまして副市長と同じ特別職ということになりますことから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにしていくというのがその趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため部長級による部制の導入です。先程の説明にもありましたように、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供するという役割が期待されています。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という単位で各部長のもとそれぞれの分野における政策・企画機能を強化し、総合区に期待される役割を実現していくというのがその趣旨でございます。

三つ目は、窓口サービスなどの住民の皆さんの利便性確保のための地域自治区事務所の体制整備です。ページ下段のところでは、こうした考え方を踏まえまして、総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししております。

総合区役所は、先程の総合区庁舎の位置のところでも申し上げましたが、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所につきましても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置いたします。ですので、24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、それぞれの総合区役所の中に設置されることになります。

城東区の場合で申し上げますと、今のこの城東区役所の場所が総合区役所ということになり、同じ庁舎の中に城東区民の方の窓口サービスや市民協働の業務を行う地域自治区事務所も設置されるということになります。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置される地域自治区事務所、現在、この城東区が含まれます仮称四区で申し上げますと、鶴見、東成、城東の三つの地域自治区事務所ということになりますけれども、これらを統括する役割も担います。そのための組織として、イメージで示しておりますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、その下には総務企画部、区民部、こども・保健福祉部といった部署を設置しています。一方、地域自治区事務所の方では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することのほか、地域コミュニティを維持し、住民の方の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担いますことから、そのための組織体制として、イメージ図の一番下のところになりますけれども、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございます。総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定していくことになります。

18ページの方をごらんください。

上段の「職員配置の（イメージ）」と書いたところについてです。仕事を局から総合区に移すのに伴いまして職員も総合区の方へ移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示ししたものでございます。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された図のところですけども、平成28年度現在で、局で1万1,600人、24区役所合計で4,800人という職員構成だったものが、その隣の総合区設置後の図では局で9,400人、8総合区が7,000人という構成に変化しています。すなわち、局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織や事務の内容、移管される職員数を示しています。現在局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごとそのまま総合区へ移管されますが、これらの事業所以外のところでは事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることになります。このように、総合区の組織体制については、大阪市全体としての職員数を増やすことなく、概ね現行の職員数の範囲内で整備ができるものと見込んでおります。

ページの下半分の（参考）と記した表のところでございますけども、表の左側の上段、「①総合区役所」の欄は、総合区役所と、それと総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理いたしまして、主な事務の内容とともに記載したものでございます。例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区1区当たりのこれは平均でございますけども、職員数としては74人の職員配置を見込んでおり、これらの部署で行う業務としては、総合区職員の人事や広報といった総務事務のほか、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくりなどを担当するといったことをお示しております。また、表の下段の②の地域自治区事務所の欄では、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務の内容を同様にお示しております。

以上、17ページから18ページにかけてが総合区の組織体制についての説明となります。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」について説明いたします。

予算の仕組みにつきましては、地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区予算の仕組みを構築すること、もう一つは総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築すること、こういった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメント、いわゆるお金の管理でございますけども、これを発揮できる仕組みとしてまいります。まず、総合区長の自律性の強化の観点からは、総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしています。

もう少し具体的に説明いたします。真ん中、枠囲みのところの「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」ですが、先に、20ページのところですけども、一番上に記載しております「総合区長が直接マネジメントできる財源の充実のイメージ」と書いたところの図というかグラフのところをごらんください、この図は平成28年度当初の予算金額で試算したものでございますが、現在の24区で区長が関与できる予算については、区役所が直接管理して区の判断で使える予算として、これは濃い網かけの部分でございますけども、

これが24区全体で約82億円というふうになっております。また、これ以外に、その上段の点線の四角囲み、吹き出しのついでいるところでございますけども、これは各局が管理している予算のうち区長がその使い道などについていわゆる局に対して指示や命令ができる区長が間接的に関与できる予算、区CM予算というふうに呼んでおりますけども、これが24区全体で約150億円あります。

これが右側の総合区設置後では、総合区長が直接管理し使える予算としては8総合区全体で約226億円となり、また、局が総合区に予算を配り総合区長のマネジメントで執行できる予算が約58億円になると試算しています。

なお、このイメージ図では左と右のそれぞれの金額を合計しても同額にはなりません。これは大阪市全体の予算の中から区に関する予算の部分のみを抜き出してお示ししているためでございます。総合区になることによって大阪市全体の予算が増えるということではございませんけども、これまで局が担っていた仕事を総合区に持ってくることにあわせてその予算も区に移してくる、このことによって市全体における区予算の占める割合が総合区設置後は増えるということをあらわしたものでございます。

恐れ入ります、19ページの方に戻っていただきまして、先程の真ん中の①のところでございますけども、このように総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に選択と集中による事業の再構築が可能になるというふうに考えております。それからその下の、また、現状におきまして、インセンティブ制度ということで、例えば区役所が土地を売却したりみずからの努力で広告収入など独自で獲得した財源につきましては区の支出に使える制度というのがあるんですけども、総合区になりまして同様にこういったインセンティブ制度を活用して確保した歳入については区の財源として活用していくなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情やニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスが実現できるものというふうに考えております。

20ページの方でございますけども、「②総合区長の予算意見具申権の充実」のところをごらんください。現状では、法制度上、区長は予算編成に直接意見を言える仕組みにはなっていないのに対して、総合区制度では法律上定められた仕組みとして予算意見具申権というものがございます。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズを把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みとして整備をしております。また、各局が所管する仕事であっても住民に密接にかかわるものについてはこの予算意見具申の対象といたします。具体的には、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、ここでは仮称サマーレビューというふうに書いておりますけども、要は夏場に事業を検証していくという意味でございますけども、このサマーレビューを設定することをはじめ、戦略会議など大阪市全体の方針策定の場合にも総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても総合区長が直接説明していく場なども設定することとしております。

その下の「③予算の「見える化」をさらに充実」のところでは、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重

ね、予算の一層の見える化を推進していくことを示しております。こうした取り組みを通じまして地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながるものと考えております。

以上、19ページから20ページにかけてが総合区の予算の仕組みについての説明となります。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」についての説明となります。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管します。なお、財産に関する権限のうち取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表のところをごらんください。現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」と区分の記載がありますように、表の点線から上の部分が局長、下の部分が現区長の管理する施設を例示しております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で記載しておりますけれども、住民の身近な施設を総合区長が管理することになります。表では、総合区長が管理することとなる子ども、福祉をはじめとする各分野の主な施設について濃いグレーの網かけでお示しをしております。

表の下をごらんください。矢印で効果というふうに記載しておりますけれども、住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応ですとか、迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕であったり、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなど、こういったことが可能になるのではないかというふうに考えております。

その下の図は、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理の効果のイメージを参考事例としてお示ししたものでございます。

総合区の財産管理についての説明は以上です。

同じく21ページの下のところの「11 総合区設置に伴うコスト」について説明いたします。

コストにつきましては、この素案作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い発生する一時的な経費であるイニシャルコスト、これが約62.7億円、それから設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円というふうに試算しております。

具体的には、各総合区庁舎における執務室の改修経費や事務移管などに伴い発生する市が持っております各種情報システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などでございます。

コストについての説明は以上です。

22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」について説明いたします。

総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であること、これらを前提といたしまして検討し、総合区設置決定から約2年後をめどとする、目途とするとしております。

総合区設置の日についての考え方は以上です。

次に、その下の表でございますけども、これは参考資料といたしまして、大阪市と人口100万人以上の政令指定都市の1区当たりの人口などを比較したもの、その下の表は大阪市内の24の行政区の人口と面積をそれぞれ表にしてお示したものでございます。

次の23ページ以降は、八つの総合区それぞれの総合区の人口・面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴をお示ししております。

本日お伺いしています城東区でございますけども、26ページの方をごらんください。

第四区の概要ということでまとめております。

例えば人口・面積の表のところを見ていただきますと、平成27年の人口は約35万6,000人であり、平成47年の将来推計人口では約33万2,000人というふうに見込んでおります。

また、その右横の囲みの中に区の特徴として主なものを記載しております。大規模公園である鶴見緑地や城北川の親水空間、鶴橋・京橋地区等の商業地を有しており、多くの子育て世帯が住むエリアであること。また、森之宮等のお大阪城東部地区では、大阪健康安全基盤研究所等の健康医療機能をはじめ、観光・人材育成・居住等の機能を集積し、多世代・多様な人が集い、交流を育むまちをめざしていること。城東・東成地区はものづくり産業の集積地であり、企業の成長・発展に貢献する大阪産業技術研究所が立地していること。さらに、淀川左岸線延伸部の整備やJRおおさか東線の新駅設置など、交通ネットワークの充実による利便性の向上が見込まれているといったことなどを特徴として挙げております。

総合区、第四区の概要についての説明は以上です。

大変長時間に及びましたが、総合区素案についての私からの説明は以上でございます。ご清聴、ありがとうございました。

(司会)

以上で説明は終了いたしました。

それでは、質問応答に入ります前に、ご留意いただきたい事項が4点ございますのでお聞きください。

一つ目は、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないものや政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらが判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

二つ目は、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただき、私の方で指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。

三つ目は、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思っておりますので、質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

最後に四つ目として、司会者の指名を受けてない方のご発言、あるいはやじや拍手など、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいた

します。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様からのご質問をお受けしたいと思います。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

では、こちら真ん中のブロックの階段席の後ろの方。

(市民)

ありがとうございます。

資料を見せていただいていたら、今の状況と比べて悪くなる場所というのが、コストがちょっとかかるとかというのはあるかもしれないですけど、見当たらないような気がするんですけども、そういうふうに理解してよろしいでしょうかというのと、すみません、要望なんですけど、資料のホームページにぶら下がってるPDFなんですけど、カラーの公開してもらえませんか。これはお願いです、すみません。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

恐らく総合区でどういったデメリットがあるのかちょっと見えてこないということかと思えます。一つは、24を8区に合区するというございますんで、城東区の場合はこのまま城東区役所ということなんですけども、例えばそれ以外の区民の方でしたら、今は近くの区役所でできてた手続きがわざわざ総合区に行かんとでけへんようになるんちゃうとか、ぱっと見はそういうことで多分不満を覚えられるというふうに思ってるんですけども、ここについては一応今の区役所のところに地域自治区所を設置して、今現在やっているサービス、窓口で提供してるようなサービスはその場所で続けていきますよということにしておりますのと、あとは、区がなくなりますんで、例えば区政会議なんかしたら、この城東区政会議ということは今やってるんですけども、それはどうなるんですかということ、合区した大きなくくりの中で区政会議をやっていくんですかということになるんですけども、そこは、これ法律でつくることになっているんですけども、この城東区の単位で地域協議会をつくることによってそういうコミュニティを守っていこうということで、これも一応デメリットに対しての対案ということでお示ししております。

それとあと、コストのところは仰るように69.2億円（正しくは62.7億円）がこれは一時的にかかるのと、毎年システムなんかの維持費がちょっと増えるということで9,000万程度、これ毎年増となる経費なんですけども、それは確かに経費としてはかかりますと。

あと、これは税で負担する経費なんですけども、例えばそれ以外に自営業されてるとか、あるいは会社を経営されてる方が区名とか住所が変わるということで、もちろんそれについては我々は行政機関なんかでできるだけそういう手続きが要らないようにという調整はしていくつもりなんですけども、例えば看板とかゴム印とか名刺とかちゃんとした住所に刷り直すということでしたら、それは税では負担できません。各住民の方に負担していただくというところについては、全くコストがかからないのかというたら、そういったところは出てくるかというふうに考えております。それ以外のところで今何かデメリット考えられるんかと言われると、今のところはあるのかなというふうなところ、そういうふうにご理解いただいたらいいかなというふうに思っております。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

では、こちら左から2番目の列の一番後ろの今手を挙げておられる、はい。

(市民)

鳴野西に住んでる〇〇といいますけども、きょうの説明やこれまでのマスコミの報道を聞いていると、合区を前提とした総合区は大阪市をなくす特別区への露払いの役割を担っているのと思えてなりません。そもそも政令都市大阪の独自の課題である総合区が大阪府と大阪市の合同部門である副首都局が担っているのが衣の下からよろいが見えていると言えます。特別区での大義名分であった二重行政の解消が大阪市を残す総合区のところでも二重行政をなくすんだというふうな言い方は、一昨年5月の住民投票で決着がついたのに、総合区や副首都というオブラートに包んで特別区に誘導していく何物でもないのではないのでしょうか。総合区は2014年の地方自治法改正により法律で規定されました。3年がたちますが、この間、全国で20政令都市で総合区が取り沙汰されている政令都市は大阪市のみです。総合区にそれ程メリットがないことはこの事実を見ても明らかです。

また、今回の素案に示されているように、合区を前提としているところが大問題です。1989年（正しくは1889年）に大阪市が発足をして130年余りとなります。しかし、区によっては大阪市よりも長い歴史を持っているところもあります。区も、当初4区が1925年には13区になり、1943年の22区になった時、この城東区が旭区から分かれて誕生しており、74年の歴史を持っています。大阪市は1972年に人口増減により淀川区、鶴見区、住之江、平野などの分区と北、大淀など11区の合区の行政区審議会の答申を受けて合区を実施しようとしたのですが、1974年の2年後に分区は実現しましたが、合区は17年たった後の1989年に、北と大淀、南、東区の4区しか実現しませんでした。このように合区には住民合意に時間をかけなければならないことは明らかです。1回や2回の住民説明会、全戸配布のチラシで事済むものではありません。きょうの出席者もわずか80名程度ではありませんか。昨年も言いましたが、住民の意見を聞くと言いながら、12月、それも寒い夜では参加しにくいのは当たり前です。アリバイづくりの住民説明会だと言わざるを得ません。説明では、先程もありましたけども、総合区に区政会議、9の区域には地域協議会を設置するとし、それぞれが総合区長に答申、建議となっていますが、異なる答申、建議が出ればどうなるのか、そのことは解明されていません。

また、現在……

(司会)

すみません、ちょっと簡潔にまとめていただけますでしょうか。

(市民)

城東、鶴見、東成の区政会議の委員の総数は120名ですが、城東区では条例いっぱいの50名が定数です。それでも論議時間が足らない現状で、これがどうなるのかも明らかにされていません。私は公募で2期区政委員をしましたが、現在ある区政会議を聞くだけの場から、もっと住民が行政に参加できるように、公募枠の拡大、決議できる要件の緩和など

の改善で住民自治をもっと身近なものにしていけるのではないのでしょうか。この総合区問題も、区政に関心を持っている区政会議でもっと十分論議をすることが必要ではないでしょうか。

私たちが今最も知りたいのは、来年4月からの国保料計算の統一化で国保料がどうなるのか……

(司会)

大変申し訳ございませんが、時間が限られておりますので、ちょっと簡潔におまとめ…
…

(市民)

こういったことに説明会をぜひ開いてほしいと思います。以上です。

(司会)

はい、ご意見として承ります。

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら右のブロックの一番最前列に座っておられる方。

(市民)

こんばんは。蒲生1丁目の方に住んでおります〇〇と申します。

質問にしてほしいということですので質問でいくと、4ページ目に関係するかと思うんですが、先程井上さんが、人口減少の問題であったりとか、それから住民自治の問題の中でどうしても制度改革が必要だと、それが総合区であるか特別区かのどちらを選ぶかという、そういう二者択一の前提として言われてるでしょ。だけれども、僕はどう考えてみても、制度改革が大阪市の未来をなぜつくるというこの一番根本問題に対して、吉村市長も、それから、前、松井さんもですけども、説明がやはりしっかりされてないというぐあいと思うんですね。どうして制度改革が必要なのか。本当に、副首都、副首都というといいものにも聞こえるけれども、行政上の位置づけというのも非常に分からないし、なぜそういうものをつくるということが私たちの生活を豊かにするのかというこの根本的な説明が、これでは、4ページ、5ページ見ても、分かりません。僕は、人口の減少とかそういうもんに対して、制度の改革の問題ではなくて政策の問題として、大阪で子育てできて、ついの暮らしをしっかりと安心していけるというところに金使うという、人間のために金使って例えば20年、30年やる、そういう政策を前に出すということが必要なのと、先程の方、たくさんしゃべっていただいて、僕もそうかと思いましたけれども、住民の参加がない制度だけをいじるような改革では、やはり本当にこれから50年、100年先の大阪の住民自治ということを考える中身になってないんじゃないかと、そこについてどう考えてるのかという、僕たち、納得したいと思うから、納得できる回答をいただけないだろうか。隣の吹田市行くと3,000円で学童保育行けるでしょ。大阪は2万8,000円から3万円かかる訳ですよ。若い人たち、大阪へ働きにアルバイトで非正規で来ても、暮らすのは大阪ではありません。宝塚行ったりとか電車1本で帰れるとこ行く。そういうふうにしてどんどん若い

人たちが大阪から離れていくようなことでは地域のコミュニティが10年、20年、30年、育たないでしょ。そういうことに一番力を考えるんじゃないんですか。僕、どうしても、この4ページ、5ページ、根本的に制度改革をするということが必要だということを説明していただきたい。

(井上副首都推進局理事)

今回の制度改革の必要性につきましては、仰ってるこの4ページから5ページに一応集約してまとめているんですけども、背景としては、繰り返しますけども、東京一極集中が進んでるということ、それから大阪は非常に人口減少と、それから超高齢社会の到来、これが非常に早いということで、非常にその辺あたりやっぱり今後の成長について非常に大きな課題があるというふうな認識が前提でございます。今の状況をいいますと、そういう課題に対して、市長、あるいは知事も、副首都・大阪ということで、今後、大阪が成長するためにいろんな方向性を打ち出してやっていこうと今しております。今の課題に対する対応としては、大阪の都市機能の強化とか、あるいは、人口減少等と言われてますので財源も限られてるということで、その財源を前提に最適なサービスをどうやっていくんかということで、住民自治の拡充ということについても取り組んでます。仰るように、子どもに対する施策とか、あるいはいろんなことについて財源を投入していろいろ施策展開やってるんですけども、それではなかなか今後の将来を見通してなかなか適切に対応しにくいというふうな状況がございます。やはり、従来のように歳入含めて右肩上がりのそういう社会であれば、こういう大都市制度の改革について余り議論ならなかったかも分かりませんが、こういう課題に対してやっぱり限られた財源を前提にやっていこうと思えば、そのあたりについて住民の近いところで住民ニーズに応じたそういう最適な施策をやっていくためには、こういう制度改革が要ということを前提に我々今検討しております、制度としては総合区と特別区二つあるんで、我々の方でその辺の検討を今進めてると、そういう状況でございます。

(市民)

納得がいきません。分かりません。

(司会)

すみません。それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら左から2番目の、はい、3番目のそちらの方。

(市民)

すみません。業務集約の流れというのは一応時代の流れですから、大阪市もそういうふうな流れになるんだろうと、それはもう痛切に感じておるところであります。

ただ、前回に、大阪都構想の時に、私が言いたいのは、保育所の関係で、働いてるママさんが、保育所は居住地の保育所で申請してくださいと、勤務地の保育所に行く方がやりやすいというママさんがおって、その辺が居住地プラス勤務先地の保育所、両方考えられるようにならんかなという。それは、前回の大阪都構想では、それはあくまでも居住地や

というふうにならうと思ってましたんで、そういうふうなところ。

それから、放置自転車にしても、放置自転車撤去、撤去と言いますけども、我々は年金生活でやっぱりお金も少ないもんで、年金目減るばかりで、それで小さいお金がちょこちょこちょこちょこ、150円やね、自転車駐輪すんやったら150円ということで小さいお金取られますんで、撤去というよりも無料駐車区域を増やしてもらいたいと。それで、無料駐車区域を増やせば放置自転車があふれるということであれば、それはやっぱり皆さん方が知恵を出してほしいんですね。1カ月に一遍、大掃除やったらいいですよ。第4週目の日曜日は全車駐輪禁止ということですね。第4週の日曜日に、その全車駐輪禁止の時にとまっておったら、これはもう放置自転車とみなして、あ、もう要らないという、ごみくずやということでそれは撤去すると、ほかしてまうと、そういうふうな知恵を働かせて我々貧民世帯をちょっと助けてもらいたいというふうなことね。

それからもう一点ね。それから、きょう、私ちょっと都島区の人間で、前回ちょっと仕事の関係で来れませんでしたでんけども、きょう寄せていただいたのは、やはり、何というんですか、特別区と総合区、この2区の話の選択できょう説明するようなことを私は聞いたんですわ。それで、冒頭に、総合区以外のお話をされる方は退場してもらおうと、発言を取りやめてもらおうと、そういう暴言、暴言じゃ、暴力的な意見があると、そりゃやっぱり役所の方からしたら住民説明に対してそれはぐあい悪いんじゃないかと。そりゃやっぱり、井上さんですか、大阪維新の思い上がった姿勢じゃないかと思いますよ。というのは僕も、都島区の毛馬団地の前に街宣車が来た時……

(司会)

すみません、ちょっと政治向きの話はお控えいただけませんか。

(市民)

そういうことで、僕の、今回ここ来たのは、特別区と総合区にプラス現状維持、大阪市の現状維持、この3案を入れて住民投票をやってもらいたいと、それをきょう言いに来たんです。あくまでも総合区のみで、オンリーで突っ走られては我々は困ると。何でかというたら、前回否決された訳やからね。その辺を重々承知した上でご説明をお願いしたいと思います。えらいすみません。ありがとうございます。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは、引き続きご質問のある方。それでは、こちら左から2番目の前から2列目の、もう一回、手挙げてもらえますか。今手を挙げて、はい。

(市民)

すみません。こんばんは。

総合区というのは時代の流れで、推進していかんのかなとは思いますが、実は私、この城東区で音楽運動、合唱運動やってまして、地活協議会というのを、これについてちょっと、もし総合区になった場合にこの地活協議会というのが、3区の地活

協議会というのが一本化された場合、今、城東区ではゆめ～まち協議会というのがあります。独自運営で、催し物は区役所からの協力をいただけてますけども、支援というのが余りいただけてないようなところもあるんですけども、あとの区で、そういった各区で支援をいただけてる区があれば、もし合区した場合にアンバランス的な、あの区は支援して城東区は支援がないとか、そういったものが今後いろんな部門で起きてきはしないかと思うんですね。ほんで、ここにはコミュニティは各24区でということになってますけども、そこら辺で整合、地活協が一本化された場合、そういう問題が起こってこないかという思いはしております。はい、すみません。

(司会)

すみません、お答えさせてもらった方がよろしいでしょうか、地活協がどうなるかということについて。

(市民)

そうです、はい。地活協、一本化のことができるんかどうかね。もしも、各区ともそういう支援がなければいいんですけども、各区でね。第九の催しもんに区が支援してるとか、そういうのがあればどうすんのか、城東区は支援がないのに東成は支援があったとか、そういう時の問題がもしも行った場合にどうすんのかということ。はい、すみません。

(司会)

はい、ありがとうございます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

すみません。地域活動の支援の状況というのは恐らく24区いろいろ濃淡があるかと思うんですけども、まず地域活動支援、そういう地活協に対する支援という行政としての仕事の部分については、この資料で18ページのところの地域自治区事務所のところでも書いておりますけども、城東区でしたらこの城東区の地域自治区事務所の方に職員を置いて今と同じように引き続きやっていくということになっております。ただ、総合区長さんが3区全体を、今度3区取りまとめられるんで、その状況を見てやっぱりそこでこぼこはならしていかなあかんということになれば、そこは総合区長の判断でもってそれぞれ住民の皆さんの意見を聞きながら同じような形にしていけるというのは、総合区長のマネジメントというか、権限と判断でもってそういうふうにされていくということは十分考えられると思いますけども、まずスタートとしては、それぞれ今やってる部分については各地域自治区事務所、城東であればこの城東のところでやっていくということで今は考えております。よろしくをお願いします。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方。

では、こちらの右のブロックの、はい、今立ち上がられた方。

(市民)

すみません。大阪副都心とか副首都とか仰ってますが、これは国とかほかの府県からも認証されてる訳ですか。

それともう一つ、大阪はこういう狭い地域なんで合区は大賛成なんですけど、合区、ほかのところに比べると職員の数が非常に多いように思うんですよ。面積もそうやし、人口から考えても。ほかの例えば神奈川県、あ、横浜ですか、とか、経済的にも名古屋に抜かれそうか、抜かれたんかも分かりませんが、抜かれそうであるとか。だから、合区して人員がある程度減るんかどうかということと、それから、今言うように、国から認証されてるんかということを特にお願いします。

(司会)

ご質問ありがとうございます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

まず、すみません、職員数が今そもそも多いんじゃないかということと、ほんで総合区なったらそれが減るのかどうかということのお尋ねかと思えますけど、そういうことでよろしいですか。

まず、大阪市としての職員なんですけども、これはこの間、市政改革なりの取り組みの中で、どんどん効率化というか、効率的な執行、職員体制ということでやってきておりまして、大阪市と同じような規模の政令市、横浜、大阪、名古屋、京都、神戸で、これ交通局とか水道局の現業の部分とかを除いた数なんですけども、人口1万人当たりで比較したら、今は横浜市に次いで少ないという状況になっております。大阪市全体としてはね。総合区になった場合はどうなんねんということなんですけども、先程申しましたように、総合区なって職員は増えることはないんですけども、といって減ることもない。今局でやってる仕事を各区にやっていただこうとしたら、やっぱりそこに人を持っていかなあきませんので、職員は増えてしまうんですね。そこはちょっと非効率になると。ただし一方で、市民の方にサービスするとか直接サービスすると関係ないようなところ、バックヤードでするような仕事、総務系の仕事とか、そういうのはそれぞれ総合区に集約することによって効率化をします。そこで増える部分と減る部分と合わせて今の職員体制を維持しつつ、住民サービスの拡充といいますか、近いところで物事が決定していく、事務を行政、住民サービスを決定していけるような仕組みをつくっていかうということですので、職員そのものが減るという話、総合区になるから職員数が減るということではございません。

(司会)

ちょっとマイクを。

(市民)

私の周り、今住んでる住宅は4割は公務員なんです。それで、周りの人見ててもそう思うし、するから、ちょっと聞かせていただいただけで。

(井上副首都推進局理事)

副首都についてのご質問……

(市民)

もう一つは、国のね、副首都とかいうのは、国との交渉もありますけども、他府県も大阪に副首都してもらいたいというのは思ってるんですかね。大阪市が勝手に言うてるんですか、どちらですか。

それともう一つ、今、特別区と総合区でもめてますけども、今の状態のままで合区というのは無理なんですか。

(井上副首都推進局理事)

まず副首都の点ですけれども、仰るように副首都というのは、あるいは法令とか、あるいは制度的に定義があるという問題はありません。これは大阪府と大阪市が副首都・大阪をめざすということで今取り組んでるところです。東京一極集中が進んでおりますので、そういう状況をやっぱり打破するために東西二極の一極として、平時にも、あるいは非常時にでも、日本の未来を支えて日本の成長を牽引すると、そういうエンジンの役割を果たそうということで副首都・大阪というものを今訴えております。大阪は、ご存じのように、企業ですとか、あるいは報道関係とか、あるいは交通のインフラとか、そういう都市のインフラがやっぱり集積しておりまして、国の機関であるとか、あるいは金融・経済の拠点とか、そういういろんなものが集積しております。意味では、西日本随一の都市として東京に対抗できる、そういうストックを持ってるというふうに考えております。そのために、やはり西日本の首都とか、あるいは都市機能、副首都として東京の首都のバックアップというふうな位置づけといったことで、そういう役割を果たしていけるだろうというふうに思っております。ことしの3月ですけども、大阪府・大阪市で副首都ビジョンというものをまとめまして、その中長期的な方向性を示しております。例えば機能面では高速道路とか鉄道ネットワークの充実、あるいは制度面では今議論しております副首都・大阪にふさわしい大都市制度の改革、それから経済成長も当然必要ですので、2025年をめざしてますけれども、万博の誘致なんかをインパクトにさらに成長を加速させたいというふうに考えております。こういうことを通じて、自他ともに大阪が副首都であるということを認めていただけるように、今、取り組みを進めてるというふうな、そういう状況でございます。

それともう一点、今のままでは駄目なのかということですけども、課題……

(市民)

今のままで合区は駄目なのかと聞いている。

(井上副首都推進局理事)

はい。

(市民)

今のまま、24区にしないで。今の制度のままで合区は無理なんですかいう。

(井上副首都推進局理事)

今の制度のままというのは、当然今のまま……。

(市民)

いや、総合区とか特別区というたら賛否が分かれるんで、今のままでとりあえず合区にして、それから先はもうちょっと時間をかけて考えることはできないんですかといって聞いてるんです。

(井上副首都推進局理事)

合区するだけで今の大阪が抱える課題に対応できるかどうかというのと、そこは非常に適切な対応ができないというふうに考えておりますので、やはり一定、制度改革をした上で、その中で合区というものが必要になってくるというふうに考えておりますので、今のまま合区だけというのでは大阪の課題に対応しにくいというふうに考えております。

(司会)

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いします。

それでは、左から2番目の前から6番目の今手を挙げられた方。ちょっとそのまま、はい、マイクをお待ちください。

(市民)

城東区古市に住んでます〇〇といいます。

大阪市内で生まれて、60年間大阪市民やってます。何かその、さっきの方も言ったみたいに、総合区と、合区と特別区がものすごく、一緒に説明されるので、市民の中で話がすごくややこしくなってて、そちらが言うような、さっきの総合区の話聞く、うのみにすると総合区はいいことやなというふうには思います。今まで、区民として、区に権限がもっとあって区民の意見が反映されたらいいのになとも思っていました。そんで、24区のまま、総合区はありきですよ、法律的にも認められてますよね、そこはつきりお聞きしたいということと、大阪市が持つて大きな権限を大阪市民として手放す必要性が何であるのかと、だからそこへ何で特別区の話が一緒くたに来るのかというのはずっと疑問に思っているところで、その辺の話は全く切り離していただきたいというふうに思います。

(司会)

ご質問ありが……

(市民)

それと、別に放置自転車の対策とか道路・公園の維持管理、スポーツセンターなんて今はもう民間委託みたいな形にはなってますよね、プールとか、それが区の権限になったからどうなんみたいなところは感じてて。だから、別に区に予算をたくさんいただけたら保育所も区で増やせるし、それを合区してまでする必要もないし、ますます、今でさえ赤バ

スとかがなくなって区に行くのには大変やと、動かれへんという高齢者の増えてる中で、その合区する意味も分からないですし、住民にとってその特典というのでも分かりませんが。

(司会)

はい。じゃ、ちょっとお答えさせていただきます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

すみません。1点目が、総合区は合区しないとできないのかということのご質問やっただと思うんですけども、これについては制度上は必ず合区しなくてもできるということになってます。ただ、総合区のメリットというのは、やはり住民の方の身近なもんについては、中之島でやってる仕事ですよ、それを地域の実情とかニーズを踏まえて皆さんの近いところで、できるだけ近いところで判断してやっていくというところがいわゆる住民自治の拡充なんですけども、これをするのが総合区なんですけども、先程申しましたようにそれをしようとするとなんかそれぞれの24のところを人をはりあかんということになりますんで、単純にいけますとコストというか職員の人件費のところは非常に膨らんでくると、今よりも。確かに住民自治は拡充できるんですけども。それとバランスをとろうと思ったら、ある程度、住民サービスに直接支障のないようなところは合区して集約して事務を効率化することによって職員を増やさずやるということであれば、やはり一定の合区は必要なんかなというふうに考えております。

それから、民間委託することについて、そんな区に事務をおろしたって何か効果があるのかということのご質問やっただと思うんですけども、民間の方、あるいは指定管理者に仕事を委託する場合でも、こういうふうに仕事をやってくださいというふうな仕様書といいますか、仕事をやっていく時の細かい条件をこれは大阪市でいろいろ書いてやってるんですね。その辺のところは、ある意味、中之島の方でやってたら全部画一的になるもんを、それは区でやっていただくことによって、うちはこの辺はちょっとお金かかってもええからこういうサービスは業務委託する際にはやってもらおとか、やはりそれぞれの地域の実情とかに応じて、その辺の民間の事業者の方にやっていただくサービスについてもメリハリをつけていけるということができるので、その部分については一定効果があるのかなというふうに我々の方は考えております。

(司会)

それでは、次の方、挙手をお願いいたします。

それでは、こちら右から2番目のブロックの黒い服を着られた、もう一回、手挙げてもらえます。

(市民)

永田の方に住んでいます〇〇といいます。

説明の最初からところどころにも出てきますが、副首都をめざす、また副首都にふさわしい大都市制度をどちらかを選ぶというふうに。先程の方も副首都について質問されましたが、答えられた内容が納得できないんです。この話そのものが副首都をめざすためにや

っているというふうなんだったら、副首都というのは国でも論議されていないし、また副首都を決めるというふうな法律もないですし、何のためにこの副首都をめざすんだ、副首都にふさわしいというふうなことでこの議論をされているのか。もし副首都が認められなかったらこの話はどうなるんですか。先程の答えに納得ができないので、もう一度、副首都について説明をしてください。

（井上副首都推進局理事）

副首都ということをめざすということについて、この3月に副首都ビジョンというのをまとめているんですけども、その中で、取り組みの中長期的な方向性として、制度面とか、あるいは機能面とか、あるいは経済成長面、三つの大きな柱で取り組みの方向性をまとめてます。ですんで、大きな方向性として、大阪府・大阪市で自他ともに認められる副首都として大阪が成長していこうということについての方向性を取りまとめているところで、個々のいろんな施策について、もちろんそれは副首都をめざして取り組み等々はやっている訳ですけども、副首都ができなければこういう制度改革が要らないというものではなくて、あくまでこの制度改革というのは大阪が抱える課題について適切に対応するためにこういう制度の改革が必要だということで取り組んでいますので、副首都の一つの取り組みの面の方向性としてそういうもんで上げてることがそのビジョンに書かれてるんですけども、基本的にこういう大阪の課題について適正に対応するためにこの大都市制度改革をやっているというのが今の現状でございます。

（司会）

それでは、引き続きご質問のある方、挙手をお願いいたします。
一番左のブロックの赤い服を着られてる、はい、今……。

（市民）

鳴野の〇〇といいます。

先程から、総合区と特別区のいずれの制度を選択するかというお話だと思うんですけども、総合区というのはどうも議会で決められる制度、特別区というのはそれなりの住民投票だとかが必要だというふうに聞いているんですけども、これを比較するということは、一旦議会で総合区を採用するのか採用しないのかを決めた上で、なおかつそれを特別区と並行して住民投票に諮るというような、そういった手続を踏むということで理解していいんでしょうか。その場合、そういうふうな住民投票で総合区が否定された場合は、それは議会の信任がなくなるということで理解して、議会を解散するということで理解していいんでしょうか。

それが1点と、それともう一点、先程から副首都についてある——そもそも副首都の定義、何事にも定義ありますよね、定義、こういうものが副首都だという、その定義をはっきりと教えていただきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

（井上副首都推進局理事）

今、制度改革として、特別区と総合区二つについて、制度改革について取り組みを進め

てるという現状があります。今、仰られたように、特別区については住民投票という形で最終導入するかどうかは決まる。総合区につきましては、あくまでこれは大阪市の議会で、条例で最終決定するとなりますんで、二つの手続が全く違います。市長、知事は来年の秋ごろに特別区の住民投票をしたいというふうにかねがねずっと仰ってます。一方、総合区については、今回素案をまとめてこうやって説明しておりますので、こういう意見も聞きながら、そして議会との議論も当然踏まえた上で、市長は、今年度の末には、3月ごろには総合区案を取りまとめたいというふうに言うております。一方の特別区は、いまだ、いわゆる法律に基づく協議会で今検討してる場所ですので、まだ具体的に案とかが出てる状況ではありませんけれども、それも並行して今やっておりますんで、今後どういう形でやっていくかについては、まだ具体的に我々事務方で検討はしてないんですけれども、新聞等で、市長のインタビューなんかでよく書い……今回出てますけれども、市長は、総合区の導入については、まず先行して議会で基本的な議決をして、住民投票が、その後ですね、特別区がもし反対多数になれば、総合区に移行するために今の議会でもう一遍議決をして対応していくということで、2段階でそういう議会の議決を経ていこうということを仰ってますんで、そういう方法もあり得ると思いますけれども、まだ具体的に手続について検討してる状況ではありませんので、こうだということをこの場でちょっとお答えすることはなかなか難しい状況です。

(市民)

分からないんだけど。いずれの制度かを選択するとここに書いてるんで、制度を選択するんだったら選択の仕方を提示しないと選択のしようがないじゃん、そもそも。おかしいと思いません。いやいや、決め方決まってないよ、でも選ぶんだよと、あなたたちは、というのは、どうやっても僕理解できない。日本語として成り立っていない。あなた選びなさいよと。でも、選ぶんだけど、片一方、どうやって選ぶかは一切決まってません、片一方のものは別のところで一旦議論をして、それがどうなるかよう分からんけれども、あなたが決めるんです。一体何を言ってるのかというのがよく分からない。僕らが理解できるように日本語でちょっとお話しただければ。

(井上副首都推進局理事)

その特別区と総合区の決め方はそれぞれ、法律と……

(市民)

そしたら、ここに書いてる選択をするという、この……

(司会)

すみません、ちょっと一度お答えさせていただきたいと思いますので、お聞きいただけますでしょうか。

(井上副首都推進局理事)

それぞれ決めるについての手続が違いますので。そういう意味では、まずその方向とし

ては、市長が言うてますのは、特別区について住民投票やって、住民投票で特別区がマルになれば特別区に移行します。ほんで、住民投票で特別区がペケになれば、その時点で総合区に移行するというふうな、そういう選択を考えておられますので、具体の手續をどうするかについては詰めなあきませんけれども、一つは、特別区の場合がまとまれば、それについて住民投票行って、その結果によって特別区に行くのか、あるいは総合区に行くのかということが決まってくるというふうな想定はしております。

（司会）

すみません。それでは、申し訳ございませんが、時間が迫ってまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと……

（市民）

もう一個、副首都の定義だけお願いします。

（井上副首都推進局理事）

副首都の定義というのは、別に、先程も、法令等である訳じゃないんですけれども、そのビジョンの中で言うてますのは……

（市民）

めざすんだからめざすべき定義ないとめざせないじゃない。

（井上副首都推進局理事）

ですので、どういうもんめざすか等については、例えば西日本の首都であるとか、あるいは東京、首都のバックアップとか、あるいはアジアの主要都市ということをめざして取り組むというふうなことを掲げております。

（市民）

行政法上はないということでもいいんですか。

（司会）

すみません、当ててない、指名してない方の発言は控えてください。

それでは、最後の質問にさせていただきたいと思いますので、ご質問のある方、手を挙げてください。

では、一番端の列の2列目の黒い服の方。

（市民）

すみません。時間がない中でちょっとあれなんですけれども、皆さんの意見聞きながらやっぱり私分らないのが、1、2ページの総合区設置後のイメージというところで、二重行政改正、変える変えるということをしごく仰ってますけれども、これを見ると三重行政になるような気がしてしごくならないんです。かかわる人数も、自治体であつたりいろ

んなところが増えてるような感じがするので、そこをシンプルに説明していただけたらありがたいなと思ひまして、ご質問とさせていただきます。

(司会)

ありがとうございます。

(大下副首都推進局制度調整担当部長)

すみません。多分、仰ってんのは、右側のページは、局というのが出てきて、総合区役所が出てきて、地域自治区事務所が出てきて、三つの箱になるということについて、これってどうなのかということなんかなというふうに思うんですけども、まず局と総合区役所ということで二つに分かれるんですけども、地域自治区事務所というのはあくまでも総合区役所の内部組織でございます。ただ、住民サービスに直結するサービスを担う部門ですんで、とりわけ強調して地域自治区事務所というのがありますよというのをここに表記をさせていただいてるんですけども、組織としては総合区役所と局、これが役割分担をして、大阪市としての仕事、住民サービスなんかをやっていきますよと。その中で、総合区の中のいろいろ組織、いろんな部とか課とかがあるんですけども、工営所も事業所の一つですけども、そういったところの内部組織の一つとして、こういう地域事務所もありますよと。だから区役所というふうに思っただけければ結構かと思ひます。そういうふうなところで、ちょっとすみません、誤解されるような表現になつてゐるかも知れませんが、地域自治区事務所というのをちょっと強調するために、そういうふうな見せ方をさせていただいてるということでございます。

(司会)

それでは、時間に限りがございますので申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

本説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りしたアンケート、質問用紙は会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願ひいたします。いただいたご質問等につきましては、後日、集約の上、ホームページに回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、本日はこれをもって説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。

お忘れ物のないように座席周りをご確認の上、お気をつけてお帰りください。